

(旧)特定労働者派遣事業主の皆様へ

(旧)特定労働者派遣事業(届出制)から 労働者派遣事業(許可制)への早期切り替えを！！

平成27年9月30日の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。

ただし、施行日時時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる事業主については、平成30年9月29日まで、許可を得ることなく引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業」(改正前の特定労働者派遣事業に相当)を営むことができる経過措置が図られているところですが、経過措置対象の特定労働者派遣事業所が平成30年9月30日以降も継続して労働者派遣事業を営むためには、新たに許可申請を行い、許可を得る必要があります。

経過措置3年目となる平成30年の許可申請は、大変な混雑が予想され、その申請期限日である平成30年9月29日間際に許可申請を行おうとした場合、許可要件を満たしていない事項(資産要件、事業所要件等の不適合や派遣元責任者講習会未受講など)が見つかりと解消する時間的余裕がなく、許可を得るまでに空白の期間が生じてしまうおそれもありますので、平成30年9月30日以降についても継続して労働者派遣事業を営むことをお考えの事業主の皆様におかれましては、許可要件(詳しくは平成28年7月版 労働者派遣事業関係業務取扱要領のP. 56～を参照ください)をご確認のうえ、可能な限り余裕をもって、お早めの労働者派遣事業(許可制)の許可申請手続きをお願い申し上げます。

◎お問合せ先

秋田労働局職業安定部

需給調整事業室

TEL 018-883-0007

※(旧)特定労働者派遣事業(届出制)と労働者派遣事業(許可制)の相違点
について、裏面をご覧ください。

【参考】(旧)特定労働者派遣事業(届出制)と労働者派遣事業(許可制)の相違点

(旧)特定労働者派遣事業(届出制)

- 派遣労働者の範囲…常時雇用される労働者のみを派遣
- 更新申請…なし
- 資産要件…なし
- 事業所の面積要件…なし
- 事業開始までの期間…届出後即日
- 派遣元責任者…派遣元責任者講習の受講および雇用管理経験不要
- 職務代行者の選任…不要



労働者派遣事業(許可制)

- 派遣労働者の範囲…常時雇用する労働者とそれ以外の労働者として派遣(登録型や臨時の派遣等)
- 更新申請…最初は3年、以後5年毎
- 資産要件…あり(詳細はご確認ください)
- 事業所の面積要件…事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上
- 事業目的の明記…登記簿謄本の目的に労働者派遣と明記
- 事業開始までの期間…許可申請後、最短で2~3か月
- 派遣元責任者…許可の申請の受理以前3年以内の派遣元責任者講習の受講と3年以上の雇用管理経験が必須
- 職務代行者の選任…必須
- 申請手数料…1事業所12万円分の収入印紙、2事業所目以降は1事業所ごとに5万5千円分の収入印紙が必要
- 登録免許税…9万円の納付が必要